

改善報告書

大学名称 同志社大学 (大学評価実施年度 2020 (令和 2 年度))

1. 大学評価後の改善に向けた全般的な取り組み状況

本学では、2021 年 3 月 18 日の大学基準協会からの本学に対する大学評価（認証評価）結果を踏まえ、次の体制及びプロセスで内部質保証システムを有効に運用して改善活動を遂行した。

(1) 内部質保証推進体制

本学では「同志社大学内部質保証推進規程」（以下、内部質保証推進規程）において、内部質保証のための全学的な方針及び手続を制定している。また、内部質保証推進規程第 3 条に基づき、大学の自律性を重んじる自己点検・評価活動を基盤として内部質保証を推進している（資料 1 - 1）。自己点検・評価の体制や方法等の必要な事項については、「同志社大学自己点検・評価規程」（以下、自己点検・評価規定）にて定めている（資料 1 - 2）。

本学の内部質保証システムは、学長が内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織である内部質保証推進会議を通して、教育の質保証に係る改善及び向上を図っている（資料 1 - 3）。内部質保証推進会議は、学部及び大学院研究科その他の組織における自己点検・評価活動を基盤として、教育の質保証に係る取組の支援、取組状況の確認、取組結果の検証等を行い学長に報告する。学長はその報告内容を踏まえ、大学として必要な措置を講じるとともに、内部質保証推進会議自体についても、活動状況について改善の必要があると認めた場合は適切な措置を講じることにより内部質保証を推進している。内部質保証推進会議の構成員は、内部質保証推進規程第 5 条に規定しているとおり（資料 1 - 1）、教育、研究、学生支援、国際連携、管理運営等の本学の諸活動を所管ないしは統括する各組織の学長任命による役職者としていることから、毎年度の自己点検・評価活動を通して、本学の教育研究活動の実質的な改善・向上につなげることができる体制となっている（資料 1 - 3）。なお、2023 年度に「同志社大学外部評価委員会内規」（資料 1 - 4）を定め、2024 年度からは学外有識者によって構成される外部評価を実施することにより、内部質保証推進会議について、その活動状況の適切性及び有効性の検証を行う予定である。

(2) 内部質保証推進会議と学部・研究科等の役割

内部質保証推進会議は、自己点検評価項目の設定、自己点検・評価に係る手続き等をまとめた自己点検・評価実施要項を策定し全学に周知している。各組織は所属長の責任の下で自己点検・評価を行い、その結果に基づき各組織の課題に対する改善策や向上策、新たな計画等を策定、実行するとともに、自己点検・評価結果の内容を内部質保証推進会議に報告する。とりわけ学部及び大学院研究科においては、自己点検・評価規定第 2 条第 2 項に、それぞれの自己点検・評価委員会を設置することを規定しており（資料 1 - 2）、自己点検・評価委員会が自己点検・評価を実施し、その結果を教育の質保証に責任を持って対応できる立場である学部長又は研究科長、主任及び事務長から構成される当該学部・大学院研究科の質保証委員会に報告する（資料 1 - 2）。質保証委員会は、自己点検・評価結果に基

づき、当該学部及び大学院研究科の課題に対する改善策や向上策、新たな計画等を策定、実行するとともに、自己点検・評価結果の内容を内部質保証推進会議に報告する。内部質保証推進会議は、学部及び大学院研究科その他の組織からの報告を受けて全学の自己点検・評価結果を検証する。そして、検証内容に基づいて、大学としての改善策や向上策、新たな計画等を立案の上、内部質保証の状況を学長に報告する。学長は内部質保証推進会議から内部質保証の状況等について報告を受け、改善の必要があると認めた場合には適切な措置を講じる仕組みとなっている。

(3) 改善のプロセス及び改善成果の確認

部長会において大学基準協会からの本学に対する大学評価（認証評価）結果の内容について報告を行い、改善が必要な事項について全学で早急に取り組むことを確認した（資料 1 - 5）。

部長会報告を受けて、内部質保証推進会議において、毎年度実施する自己点検・評価の点検項目に、大学基準協会からの提言事項（是正勧告 1 点、改善課題 4 点）にかかる項目を加えることを確認した。また、大学基準協会からの提言事項に対する具体的な改善策を検討し（資料 1 - 6）、その内容をまとめて学長に報告した。（資料 1 - 7）。その報告を受け、学長は各学部長・研究科長（質保証委員会委員長）に対して、改善に向けて取り組むべき課題の提言と要請を行った（資料 1 - 8）。学長からの提言と要請を受けた各学部及び大学院研究科は、当該学部及び大学院研究科の質保証委員会において、改善に向けて取り組むべき課題に対する活動を行い、大学基準協会からの提言事項に対する改善状況を内部質保証推進会議に報告した。内部質保証推進会議は、自己点検・評価活動を通して、各学部及び大学院研究科の大学基準協会からの提言事項に対する改善状況を確認した（資料 1 - 9～11）。さらに、毎年度末に「自己点検・評価結果を踏まえた内部質保証推進会議からの提言事項」（以下、内部質保証推進会議からの提言事項）を学長に報告しており、内部質保証推進会議からの提言事項内で 2020 年度機関別認証評価結果の改善状況を報告した（資料 1 - 12～13）。学長は 2022 年度の内部質保証推進会議からの提言事項の報告を受け、2023 年度に各学部長・研究科長（質保証委員会委員長）に対し、大学基準協会からの提言事項に対する改善状況を報告するよう要請し、改善状況及びエビデンス資料を内部質保証推進会議においても確認した（資料 1 - 11、資料 1 - 14）。

本学の内部質保証システムは、上述のとおり、毎年度の学部及び大学院研究科その他組織による自己点検・評価活動の適切な実施によって教育内容・方法等の改善を図り、教育の質をより一層向上させ、授与する学位の質を担保している。2020 年度大学基準協会からの提言事項（是正勧告 1 点、改善課題 4 点）に対応することを重点課題と捉えた自己点検・評価を行い、本システムを有効に運用することにより、学長、全学会議、内部質保証推進会議、学部・研究科が連携して実質的な改善の取組を進めてきた。なお、短期的に改善が難しい課題については、課題と関連する中期的な取組と連携を図りながら、改善に向けた取組を進めている。

<根拠資料>

- 資料 1 - 1 「同志社大学内部質保証推進規程」
<https://www.doshisha.ac.jp/files/kikak/page/naibushitsu.pdf>
- 資料 1 - 2 「同志社大学自己点検・評価規程」
https://www.doshisha.ac.jp/accredit/attach/page/ACCREDIT-PAGE-JA-5/156923/file/self_inspection.pdf
- 資料 1 - 3 内部質保証推進体制
<https://www.doshisha.ac.jp/information/accredit/iqa/index.html>
- 資料 1 - 4 「同志社大学外部評価委員会内規」
- 資料 1 - 5 2021 年度 第 1 回部長会 記録
- 資料 1 - 6 2021 年度 第 1 回内部質保証推進会議 議事録
- 資料 1 - 7 『同志社大学に対する大学評価（認証評価）結果』を踏まえた内部質保証推進会議からの提言事項
- 資料 1 - 8 『同志社大学に対する大学評価（認証評価）結果』を踏まえた貴学部・貴研究科への提言等について（神学部・神学研究科、文学部・文学研究科、社会学部・社会学研究科、法学部・法学研究科、経済学部・経済学研究科、商学部・商学研究科、政策学部・総合政策科学研究科、理工学部・理工学研究科、心理学部・心理学研究科、グローバル地域文化学部）
- 資料 1 - 9 2022 年度第 1 回内部質保証推進会議_資料 5（2022 年度に内部質保証の観点から検討すべき課題について）
- 資料 1 - 10 2023 年度第 1 回内部質保証推進会議_資料 6（2020 年度機関別認証評価受審における是正勧告、改善課題への対応状況について）
- 資料 1 - 11 2024 年度第 1 回内部質保証推進会議_資料 5（2020 年度機関別認証評価受審における是正勧告、改善課題への対応状況について）
- 資料 1 - 12 2022 年度自己点検・評価結果を踏まえた内部質保証推進会議からの提言事項
- 資料 1 - 13 2023 年度自己点検・評価結果を踏まえた内部質保証推進会議からの提言事項
- 資料 1 - 14 『同志社大学に対する大学評価（認証評価）結果』を踏まえた貴学部・貴研究科への提言等に対する改善状況について（代表として神学部・神学研究科分のみ）

2. 各提言の改善状況

(1) 是正勧告

No.	種 別	内 容
1	基準	基準 4 教育課程・学習成果
	提言（全文）	経済学研究科博士後期課程では研究指導計画として研究指導の方法及びスケジュールを定めておらず、また、理工学研究科機械工学博士前期課程及び博士後期課程においては研究指導計画として研究指導のスケジュールを示した資料を配付しているが、具体的な指導内容については明示されていないため、是正されたい。
	大学評価時の状況	修士課程、博士課程及び専門職学位課程においては、『履修の手引き』等を作成して、学位論文審査基準をはじめ学位授与プロセスを学生にわかりやすく明示する取組を進めていた。しかし、経済学研究科博士後期課程では研究指導計画として研究指導の方法及びスケジュールを『履修の手引き』に掲載しておらず、学生に具体的な指導内容を明示できていなかった。また、理工学研究科機械工学博士前期課程及び博士後期課程においては、研究指導の方法及びスケジュールを別途配付していたものの、『履修の手引き』等に具体的な指導内容も含めて一元的に学生に明示できていなかった。
	大学評価後の改善状況	経済学研究科博士後期課程では、2020 年 10～12 月の研究科主任会において「研究指導計画に関する資料」を検討し、「履修モデル」、「年度スケジュール」を作成した。2021 年 1 月 12 日の大学院運営委員会において承認され、2021 年度以降から『履修の手引き』（資料 2 - (1) - 1 - 1）の「履修案内【後期課程】」ページに「研究指導・論文作成など」の説明、「3 年で博士号を取得するための履修モデル」、「年度スケジュール」、「博士論文の審査基準」、「博士学位論文の公表及び公表に係る手続きについて」を掲載し、研究指導の方法及びスケジュール等について明示し、学生に公開した。当該対応については、2021 年度経済学部・経済学研究科自己点検・評価委員会及び同年度経済学部・経済学研究科質保証委

	員会（資料 2 - (1) - 1 - 2）、同年度研究科委員会において内容を確認・点検し、内部質保証推進会議へ報告した。 理工学研究科機械工学専攻博士前期課程及び博士後期課程では、2021 年 3 月 23 日～26 日の理工学部・理工学研究科自己点検・評価委員会及び同年 3 月 31 日～4 月 2 日の理工学部・理工学研究科質保証委員会において改善課題が報告され、機械工学専攻内で検討された結果、2021 年度以降から『履修の手引き』（資料 2 - (1) - 1 - 3）の「7. 修士学位取得までのプロセス」及び「7. 博士学位取得までのプロセス」において、機械工学専攻に関する指導方法及びスケジュールの項目を設け具体的な指導内容について明示し、学生に公開した。当該対応については、2021 年度理工学部・理工学研究科質保証委員会（資料資料 2 - (1) - 1 - 4）において内容を確認・点検し、内部質保証推進会議へ報告した。 内部質保証推進会議においても、提言事項に対する対応が完了したことを確認した（資料 2 - (1) - 1 - 5）。
「大学評価後の改善状況」の根拠資料	資料 2 - (1) - 1 - 1 同志社大学大学院経済学研究科 2024 年度 履修の手引き https://www.econ.doshisha.ac.jp/files/keijm/24_risyuunotebiki.pdf 資料 2 - (1) - 1 - 2 2021 年度第 1 回質保証委員会記録（経済） 資料 2 - (1) - 1 - 3 同志社大学大学院理工学研究科 2024 年度 履修の手引き https://se.doshisha.ac.jp/files/koujm/page/daigakuin-rishunotebiki2024.pdf 資料 2 - (1) - 1 - 4 2021 年度第 1 回質保証委員会記録（理工） 資料 2 - (1) - 1 - 5 2021 年度第 5 回内部質保証推進会議議事録
＜大学基準協会使用欄＞	
検討所見	
改善状況に関する評定	5 4 3 2 1

(2) 改善課題

No.	種 別	内 容
1	基準	基準 4 教育課程・学習成果
	提言（全文）	理工学部機能分子・生命化学科において、学士（工学）と学士（理学）と異なる学位を授与しているが、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針が両学位に共通の内容となっているため、学位ごとに明示するよう、改善が求められる。
	大学評価時の状況	理工学部機能分子・生命化学科において、学士（工学）と学士（理学）と異なる学位を授与しているが、当初、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針は学科単位で定めていたため、学位ごとの自己点検・評価作業ができていなかった。
	大学評価後の改善状況	理工学部では、2021 年 3 月 23 日～26 日の理工学部・理工学研究科自己点検・評価委員会及び同年 3 月 31 日～4 月 2 日の理工学部・理工学研究科質保証委員会において改善課題が報告され、2021 年 10 月 19 日及び同月 26 日開催の機能分子・生命化学科の学科会議において改善策が検討された。その結果、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針の改定を行い、学士（工学）と学士（理学）の各方針を作成した。2022 年度以降の『履修要項』（資料 2 - (2) - 1 - 1）に当該学科における学位ごとの学位授与の方針、教育課程の編成・実施方針を掲載するとともに、学生に公開している。当該対応については、2021 年度理工学部・理工学研究科質保証委員会（資料資料 2 - (1) - 1 - 4）において内容を確認・点検し、内部質保証推進会議へ報告した。 内部質保証推進会議においても、提言事項に対する対応が完了したことを確認した（資料 2 - (1) - 1 - 5）。
	「大学評価後の改善状況」の根拠資料	資料 2 - (2) - 1 - 1 2024 年度理工学部履修要項 「機能分子・生命化学科の DP・CP」（P20） https://se.doshisha.ac.jp/files/koujm/page/rishuyoko1.pdf
<大学基準協会使用欄>		
	検討所見	
	改善状況に関する評価	5 4 3 2 1

No.	種 別	内 容
2	基準	基準 4 教育課程・学習成果
	提言（全文）	神学部、法学部、経済学部、商学部及び政策学部において、卒業時の学生調査で学習成果の把握・測定を行っているとしているものの、その調査項目と学位授与方針に示した学習成果の関係が不明瞭で適切な方法であるとはいいがたい。各学位課程で学位課程に応じた適切な方法を設定し、学位授与方針に示した学習成果の把握に努めるよう改善が求められる。
	大学評価時の状況	本学では、学位授与の方針に明示した学習成果をより適切に把握及び評価するため、2019 年度に全学的にその仕組みを整備した。当該取組については、2020 年度から内部質保証推進会議による全学的な自己点検・評価活動を通して確認の上、課題があれば改善策を提言していく状況であった。卒業時の学生調査『学びのふり返り』卒業生調査（以下、卒業時調査）についても、2020 年度から新たに実施した学生調査であり、その具体的な活用方法については調査の実施を踏まえて検討・改善し、各学部においてより適切な学習成果の把握方法について、改善を進める段階であった。カリキュラムマップについては、全学的にまだ整備されておらず、ディプロマ・ポリシー（以下、DP）と授業科目の関係を示すことができていなかったため、DP に掲げた資質・能力と科目の履修状況や GPA を有機的に結び付けることが困難であった。
	大学評価後の改善状況	全学的な課題改善のため、学習支援・教育開発センターは学生調査を入学から卒業まで毎年実施する形に再整備し、DP に掲げる資質・能力と質問項目の対応表を作成した（資料 2 - (2) - 2 - 1）。調査で学生 ID を取得したことにより、教務システム情報と連携し、学生個人の学習行動と GPA の関連等の確認が可能となった。また、DP と授業科目の関係を示すため、学部・研究科はカリキュラムマップを作成、公開した（資料 2 - (2) - 2 - 2）。 提言を受けた各学部の改善状況は以下のとおり

	である。神学部では、卒業時調査の結果を用いて、DP に照らして分析を行い、神学部主任会にて教育改善に活用した。また、DP に基づいたルーブリックを作成し（資料 2 - (2) - 2 - 3）、2022 年度教授会でアセスメント・ポリシーを改定した（資料 2 - (2) - 2 - 4）。卒業論文未履修の学生については「学習成果（卒業時）評価票」（資料 2 - (2) - 2 - 5）を活用した面談を実施することで、DP に示した学習成果を把握することを 2023 年度教授会で確認した（資料 2 - (2) - 2 - 6）。法学部では、カリキュラムマップの整備により DP と授業科目を有機的に結び付けることが可能となり、DP に掲げた資質・能力毎の取得単位、GPA を学生が確認できる仕組みを導入し（資料 2 - (2) - 2 - 7）、2023 年度教授会でアセスメント・ポリシーを改定した（資料 2 - (2) - 2 - 8）。経済学部では、2021 年度から主任会及び FD 委員会学部部会において、アセスメント科目を用いた測定方法等、改善に向けた対応策の検討を進めた。2023 年度主任会、同年度 FD 委員会学部部会において、卒業時調査質問項目のうち DP に掲げた資質・能力の獲得に関連する項目を把握・分析対象として定義し、新たな「学習成果の把握方法」を定め（資料 2 - (2) - 2 - 9）、2023 年度教授会でアセスメント・ポリシーを改定した（資料 2 - (2) - 2 - 10）。商学部では、2021 年度商学部質保証委員会において、改善に向けた対応策の検討を進め、2023 年度商学部主任会において、DP に示した学習成果を把握するために学部独自の学生調査の質問項目を見直した。また、質問項目と DP の対応表を作成し（資料 2 - (2) - 2 - 11）、測定の基準となる指標を策定し、2023 年度教授会でアセスメント・ポリシーを改定した（資料 2 - (2) - 2 - 12）。政策学部では、既存のアセスメント・ポリシー（資料 2 - (2) - 2 - 13）をより実質化することに加え、卒業論文未履修の学生については、学部独自の学生調査を実施することにより、DP に示した学習成果を把握することを 2023 年度教授会で確認した。（資料 2 - (2) - 2 - 14）。 内部質保証推進会議においても、提言事項に対す
--	---

		る対応が完了したことを確認した（資料 2 - (2) - 2 - 15）。
	「大学評価後の改善状況」の 根拠資料	資料 2 - (2) - 2 - 1 「学びのふり返り」卒業時調査票（2021.7.9 卒業時調査説明会参考資料） 資料 2 - (2) - 2 - 2 カリキュラムマップ・カリキュラムツリー https://www.doshisha.ac.jp/students/map-tree/index.html 資料 2 - (2) - 2 - 3 学習成果把握（卒業時）ルーブリック 資料 2 - (2) - 2 - 4 第 17 回教授会記録（抄）、神学部神学科アセスメント・ポリシー（2023 年 3 月 24 日 教授会承認） 資料 2 - (2) - 2 - 5 学習成果（卒業時）評価票 資料 2 - (2) - 2 - 6 第 10 回教授会記録（抄）、『学びのふり返り』卒業時調査に加える学習成果の把握方法（2023 年 12 月 5 日 教授会資料） 資料 2 - (2) - 2 - 7 学力の三要素・領域に係る修得された成績について（通知） 資料 2 - (2) - 2 - 8 法学部法律学科・政治学科アセスメント・ポリシー（2024 年 1 月 17 日教授会承認） 資料 2 - (2) - 2 - 9 経済学部における学習成果の把握方法について 資料 2 - (2) - 2 - 10 経済学部経済学科アセスメント・ポリシー（2024 年 2 月 13 日教授会承認） 資料 2 - (2) - 2 - 11 商学部キャンパスライフに関するアンケート調査と DP の対応 資料 2 - (2) - 2 - 12 商学部商学科アセスメント・ポリシー、商学部商学科アセスメント測定基準（2024 年 2 月 16 日教授会承認） 資料 2 - (2) - 2 - 13 政策学部政策学科アセスメント・ポリシー 資料 2 - (2) - 2 - 14 大学基準協会への「改善報告書」提出にかかる対応について（2024 年 2 月 28 日教授会了承） 資料 2 - (2) - 2 - 15 2023 年度第 7 回内部質保証推進会議議事録
	<大学基準協会使用欄>	

	検討所見	
	改善状況に関する評定	5 4 3 2 1
No.	種 別	内 容
3	基準	基準 5 学生の受入れ
	提言（全文）	収容定員に対する在籍学生数比率について、文学研究科博士前期課程で 0.36、法学研究科博士前期課程で 0.42、商学研究科博士前期課程で 0.12 と低い ため、大学院の定員管理を徹底するよう、改善が求められる。
	大学評価時の状況	入学定員と収容定員の設定、入学許可者の決定及び在籍学生数の管理は、大学院に関しては各研究科の研究科教授会又は研究科委員会が行っている。また、大学としても適宜、学長が部長会において学部・研究科に対して定員管理に留意することを求めている。評価時には、2017 年に提出した「改善報告書」で受けた理工学部、神学研究科博士後期課程、経済学研究科博士前期課程、商学研究科博士前期課程に対する指摘については改善がみられたが、指摘のとおり新たに別の研究科の収容定員に対する在籍学生数比率（以下、充足率）が悪化しており、引き続き、大学院の定員管理の厳格化及び充足率の低い研究科の定員確保に向けた取組をしている状況であった。
	大学評価後の改善状況	全学的な課題改善のため、学長と副学長で構成される常務企画会議の下に教育改革推進部会を置き、2023 年度に「大学院のあり方および活性化のための方策について」検討した。充足率低下のみを検討するのではなく、大学院生教育、研究活動、キャリア等に係る調査結果や統計データを根拠資料とし、大学院活性化の目的や定義、戦略や制度等についても検討を行い、実質的な改善に向けて報告をまとめた（資料 2 - (2) - 3 - 1）。また、高等研究教育院では、大学院活性化の一助として研究科等連係課程による新たな学位プログラム設置に向けて検討を開始した。各研究科では毎年の自己点検・評価において充足率を把握し、継続的に検討した。 提言を受けた各研究科の改善状況は以下のとお

		りである。文学研究科博士前期課程では、2020 年度に収容定員の見直しを行い、一部専攻においては定員削減を実施し、大学院の説明会を開催する等した結果、2024 年度の充足率は 0.61 となり、基準内に改善した。法学研究科博士前期課程では、大学院説明会やダブル・ディグリー（資料 2 - (2) - 3 - 2）、単位互換等の研究科独自の海外留学プログラム、企業法務へのインターンシッププログラム（資料 2 - (2) - 3 - 3）等の充実により、2024 年度の充足率は 0.48 となり、基準には達していないものの改善傾向にある。商学研究科博士前期課程では、次の 4 点の改善活動に取組んだ。①卒業生向け大学院特別入試の新設（資料 2 - (2) - 3 - 4）。②入試制度改革（入試の出題範囲を明確化する等入口戦略の実施）（資料 2 - (2) - 3 - 5）。③5 年一貫教育プログラムの改善。④コースの再編（データサイエンスに主眼を置いたコースを新設し、併せてカリキュラム改編を実施）（資料 2 - (2) - 3 - 6）。しかし、2024 年度の充足率は 0.08 となり、引き続き、改善活動の検証とともに改善活動を強化する必要がある。 《改善に向けた今後の取り組み》 法学研究科博士前期課程及び商学研究科博士前期課程は、充足率の改善には至っていないため、改善活動を継続する。内部質保証推進会議は毎年度の自己点検・評価で他研究科も含めて全学に対する取組状況の確認、取組結果の検証を継続する。 さらに、全学的な課題改善として、高等研究教育院が主導する研究科等連係課程による新たな学位プログラム設置について、2024 年度から大学院新学位プログラム設置委員会を設置し検討を開始する（資料 2 - (2) - 3 - 7）。大学院における新たな学位プログラム等の設置に係る事項の検討及び決定を行い、各研究科の充足率改善を目的として、大学院の活性化に向けて継続して取り組んでいく。
	「大学評価後の改善状況」の根拠資料	資料 2 - (2) - 3 - 1 教育改革推進部会（2023 年度第 7 回）次第 資料 2 - (2) - 3 - 2 ダブル・ディグリープログラム https://law.doshisha.ac.jp/law/plp/program/overview.html

		資料 2 - (2) - 3 - 3 企業法務プロフェッショナル育成プログラムデジタルパンフレット https://law.doshisha.ac.jp/files/houjkm/page/2024kigyoo.pdf 資料 2 - (2) - 3 - 4 卒業生向け大学院特別入試チラシ 資料 2 - (2) - 3 - 5 2024 年度商学研究科大学院入学試験（博士前期課程）論文 コース別出題範囲 https://www.doshisha.ac.jp/attach/page/OFFICIAL-PAGE-JA-859/180928/file/2024syusei.pdf 資料 2 - (2) - 3 - 6 商学研究科博士前期課程カリキュラムマップ 資料 2 - (2) - 3 - 7 2024 年度第 2 回部長会記録
	＜大学基準協会使用欄＞	
	検討所見	
	改善状況に関する評価	5 4 3 2 1
No.	種 別	内 容
4	基準	基準 6 教員・職員組織
	提言（全文）	法学部・法学研究科及びグローバル地域文化学部では、2018（平成 30）年度と 2019（令和元）年度において教育改善に関する FD が行われておらず、また、社会学部・社会学研究科で参加者が少ない、あるいは把握されていない状況もあるので、各学部・研究科として、又は学士課程全体及び修士課程・博士課程全体として、適切にこれを実施するように、改善が求められる。
	大学評価時の状況	FD について全学的な教育施策の企画や開発、教育活動の継続的な改善については、学習支援・教育開発センターが中心となって支援を行っていたが、各学位課程における FD については、各学部又は研究科で自律的に実施しており、FD の実施状況や取組結果を示す資料の蓄積が十分でない状況であった。
	大学評価後の改善状況	内部質保証推進会議において、毎年度の自己点検・評価における点検項目に FD の実態を把握する項目を追加した。FD 実施の議事録等の提出を義務化し、各学部・研究科及びその他組織の FD 実施の状況を内部質保証推進会議にて把握するように改

	善した。全学的な教育施策の企画や開発、教育活動の継続的な改善や支援を行っている学習支援・教育開発センターは、FD 実施の留意点、動画の活用、議事録の作成等について、教務主任会議（資料 2 - (2) - 4 - 1）及び部長会（資料 2 - (2) - 4 - 2）において FD に関する啓発等を行い、FD 活動を促進した。内部質保証推進会議による自己点検・評価結果を通したモニタリング、学習支援・教育開発センターによる FD 活動の啓発・促進により、FD 実施推進体制を強化し、各学位課程における FD 実施及び参加状況を改善した。 指摘を受けた各学部・研究科の改善状況は次のとおりである。法学部・法学研究科では、2021 年度は FD 研修会を 3 回実施、2022 年度は 2 回実施し、かつ所属対象者の 4 分の 3 以上が参加した。2023 年度は 2 回実施し、学部対象（第 2 回）と研究科対象（第 1 回）それぞれで実施の上、対象者全員が参加した（資料 2 - (2) - 4 - 3）。グローバル地域文化学部では、2021 年度は FD 研修会を 1 回実施したが、所属対象者の参加が 4 割程度であった。2022 年度及び 2023 年度はそれぞれ 1 回実施し、かつ所属対象者の 4 分の 3 以上が参加した（資料 2 - (2) - 4 - 4）。社会学部・社会学研究科では、2021 年度及び 2022 年度は FD 研修会をそれぞれ 1 回実施し、かつ所属対象者の 4 分の 3 以上が参加した。議事録や各学位課程での実施を改善して 2023 年度は 3 回実施し、学部対象（第 2 回）と研究科対象（第 1 回）それぞれで実施の上、第 1 回と第 2 回については、対象者全員が参加した（資料 2 - (2) - 4 - 5）（第 3 回は非常勤講師も対象としたため記録なし）。 内部質保証推進会議においても、提言事項に対する対応が完了したことを確認した（資料 2 - (2) - 2 - 15）。
「大学評価後の改善状況」の根拠資料	資料 2 - (2) - 4 - 1 2023 年度第 1 回教務主任会議（次第） 資料 2 - (2) - 4 - 2 2023 年度第 6 回部長会記録 資料 2 - (2) - 4 - 3 2023 年度法学部・法学研究科 FD 研修会開催記録（第 1 回（研究科）／第 2 回

		(学部)) 資料 2 - (2) - 4 - 4 【GR 学部】FD 実施状況 (2020 ～2023 年度) 資料 2 - (2) - 4 - 5 2023 年度社会学部・社会学研 究科 FD 研修会開催記録 (第 1 回 (研究科) / 第 2 回 (学部))				
	＜大学基準協会使用欄＞					
	検討所見					
	改善状況に関する評価	5	4	3	2	1